

# 特定非営利活動法人わははネット定款

## 第一章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人わははネットという。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を高松市大工町1番地4に置く。

## 第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 この会は、子育てをする人々を対象に、子育てに関する情報提供をはじめとするあらゆる子育て支援を行い、男女共同参画社会の形成と大人も子どもも健全な生活を営めるまちづくりの推進を図る活動を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術・文化・芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (9) 国際協力の活動
- (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (11) 子どもの健全育成を図る活動
- (12) 情報化社会の発展を図る活動
- (13) 科学技術の振興を図る活動
- (14) 経済活動の活性化を図る活動
- (15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (16) 消費者の保護を図る活動
- (17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 子どもや親自身の生活に関する情報を集約・発信するための活動
2. 生活・出版活動に関する調査・研究
3. 学習会・講演会・講習会などの開催
4. 会員の自主的な活動の援助・育成
5. 子育て・親育て・まちづくりなどに関する諸団体との連携、ネットワーク作り
6. インターネット上での母親の交流をはかる機会作り
7. 親子のための子育て支援施設の運営
8. その他必要と認めた事業

### 第三章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、正会員と準会員の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 この法人の事業に賛同して入会した個人

(入会)

第7条 会員の入会については特に条件を定めない。

- (1) 会員として、入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がないかぎり、入会を認めなければならない。
- (2) 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

(3) 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき
- (3) 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するに至った時は、総会の議決により、これを除名することが出来る。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的の反する行為をしたとき

(提出金品の不返還)

第 11 条 既に納入した会費その他搬出金品は、返還しない。

## 第四章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 12 条

1. この法人に次の役員を置く
  - (1) 理事 3 名以上 10 名以内
  - (2) 監事 1 名
2. 理事の内 1 人を理事長、1 人を副理事長とする。  
(選任等)

第 13 条

1. 理事及び監事は総会において選任する。
2. 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
3. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。
4. 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 14 条

1. 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。ただし、決定を急ぐ事項については、理事長・副理事長の協議により諸務を執行し、理事会にて報告する。
4. 監事は、次に挙げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は

所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

- 第15条
1. 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
  2. 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
  3. 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号に該当するに至ったときは総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反とその他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第18条
1. 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
  2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第19条
1. この法人に、事務局を置く。
  2. 事務局には、事務局長その他の必要な職員を置くことができる。
  3. 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

## 第五章 総会

(種別)

- 第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。  
第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項  
（開催）

#### 第23条

1. 通常総会は、毎年1回開催する。
2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

- #### 第24条
1. 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
  2. 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に総会を招集しなければならない。
  3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（議長）

- #### 第25条
- 総会の議長は、その議会に置いて、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

- #### 第26条
- 総会は正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

（議決）

- #### 第27条
1. 総会に於ける議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
  2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

（表決権等）

- #### 第28条
1. 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
  2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。
  3. 前項の規定により表決した正会員は次条第1項及び第50条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

- 第29条 1. 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議に於いて選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第六章 理事会

(会議の構成および形式)

- 第30条 1. 理事会は、理事をもって構成する。
2. 会議形式は会場開催、テレビ電話あるいは電子メールによる方法による。

(機能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第33条

1. 理事会は理事長が招集する。
2. 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条

1. 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

#### 第36条

1. 各理事の表決権は、平等なるものとする。
2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することが出来る。
3. 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものと見なす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を揺する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第37条 1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長及びその会議に置いて選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

## 第七章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に挙げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動にかかる事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に挙げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動にかかる事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 1. 前条の規定に関わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することが出来る。  
2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第45条 1. 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることが出来る。  
2. 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び訂正)

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 1. この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。  
2. 会計の決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第八章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の承認を得なければならない。

(解散)

第51条 1. この法人は、次に挙げる事由により解散する。  
(1) 総会の決議  
(2) 目的とする特定非営利活動にかかる事業の成功の不能  
(3) 正会員の欠亡  
(4) 合併  
(5) 破産  
(6) 所轄庁による設立認証の取り消し  
2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。  
3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11

条第3項に掲げる者のうち香川県社会福祉協議会に譲渡するものとする。

(合併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第九章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示すると共に四国新聞に掲載して行う。

## 第十章 雑則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 付則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は次に挙げる者とする。  
理事 中橋恵美子  
丸山真弓  
横田富美枝  
多田智子  
西川瑞穂  
小亀統子
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2002年3月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず設立の日から2002年3月31日までとする。
6. 平成15年3月18日一部変更  
平成19年9月18日一部変更  
平成20年9月19日一部変更  
平成21年6月8日一部変更